

(電力・業務用)

1 提出すべき書類（各1部）

(1) 固定資産申告書 (別紙様式による)

(2) 同付属表

ア 設備別の価格等算出表

(付属表1の様式による)

イ 事業所等別の価格等算出表（その1 建設用機械を除く。）

(付属表2の様式による)

ウ 2以上の市町村にわたって所在する資産についての市町村別の価格等明細表

(付属表3の様式による)

エ 事業所等別の価格等算出表（その2 建設用機械）

(付属表4の様式による)

オ 課税標準の特例適用状況調

(付属表5の様式による)

カ 代替資産対照表

(付属表6-1及び6-2の様式による)

キ 価格等の都道府県別内訳表

(別添様式による)

※ カについては、該当がある場合のみ提出

(3) 参考資料

ア 法人税申告書及び同明細書（法人税法施行規則別表13(1)、同表13(2)、同表16(1)、同表16(2)、同表16(5)、同表16(8)及び特別償却の付表）の写し

イ 事業報告書

ウ 固定資産評価基準第3章第1節三ただし書、九及び十一の規定の適用がある場合には、それを証する書類

エ 非課税規定の適用を受ける償却資産の内訳表（資産種類、資産所在市町村名、取得価額、期末帳簿価額、取得年次及び非課税規定適用条項について記載すること）

※ ア及びイについては、**令和6年**1月1日以前の直近に終了した1事業年度分（事業年度が6か月である場合には、2事業年度分）に係るもの

2 固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項

(1) 用紙はA4判とし、紙質はペン書に適し、かつ、保管に耐えるものを使用すること。

(2) 固定資産申告書及び同付属表は、様式に従い「3 固定資産申告書及び同付属表の記載要領」に示すところによって作成すること。

(3) 固定資産申告書及び同付属表の調製並びに編てつについては、次によること。

ア 固定資産申告書、付属表1、付属表5及び参考資料は、その順序に従って編てつすること。

イ 付属表2及び付属表4については、次の順序によって整理し、都道府県ごとに編てつすること。この場合において、2以上の都道府県にわたって所在する事業所等については、関係都道府県のそれぞれに同じ表を挿入すること。

(ア) 水力発電設備

(イ) 汽力発電設備

(ウ) 原子力発電設備

- (エ) 内燃力発電設備
- (オ) 新エネルギー等発電設備
- (カ) 送電設備
- (キ) 変電設備
- (ク) 配電設備
- (ケ) 業務設備
- (コ) 建設用機械

ウ 付属表3は、付属表2の該当の款の次に挿入すること。

3 固定資産申告書及び同付属表の記載要領

(1) 一般的事項について

- ア 固定資産申告書及び同付属表は、**令和6年**1月1日現在において所有する電気事業用償却資産について作成すること。
- イ 固定資産申告書及び同付属表中「※」印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。
- ウ 価額等の算出過程において円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるこ。

(2) 「固定資産申告書」について

「法人番号」の欄には、国税庁長官から通知のあった13桁の法人番号を記載すること。

固定資産申告書には、それぞれ次に掲げる額を設備の種類別に記載すること。

- ア 「前年度の価額(イ)」の欄には、**令和5年度**の固定資産申告書の「価額の計(ホ) + (チ) (リ)」の欄の額
- イ 「(イ)のうち前年中に減少したもの(ロ)」の欄には、付属表1の「前年中減少資産の前年度の価額(ハ)」の欄の額
- ウ 「(ハ)に係る控除額(ニ)」の欄には、「(イ) - (ロ) (ハ)」の欄の額から「価額(ホ)」の欄の額を控除した額
- エ 「価額(ホ)」の欄には、付属表1の「価額(ニ) × (ホ) (ヘ)」の欄の額
- オ 「取得価額(ヘ)」の欄には、付属表1の「取得価額(ト)」の欄の額
- カ 「(ヘ)に係る控除額(ト)」の欄には、「取得価額(ヘ)」の欄の額から「価額(チ)」の欄の額を控除した額
- キ 「価額(チ)」の欄には、付属表1の「価額(ト) × (チ) (リ)」の欄の額
- ク 「決定価格(ヌ)」の欄には、「価額の計(ホ) + (チ) (リ)」の欄の額

(3) 「付属表1 設備別の価格等算出表」について

- ア 「設備の種類」の欄には、「2 固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項」の(3)のイに掲げる設備の種類を記載すること。
- イ 「耐用年数」の欄には、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(以下「耐用年数省令」という。)別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6に掲げる耐用年数を記載すること。ただし、法人税法施行令第57条第1項の規定により国税局長の承認を受けた耐用年数によるものにあってはその承認を受けた耐用年数を、耐用年数の全部又は一部を経過した償却資産で耐用年数省令第3条第1項及び第2項の規定による耐用年数によるものにあってはその耐用

年数を記載すること。

ウ 同一の細目に属する資産であっても、評価額の最低限度に達したものと最低限度に達しないもの及び取替資産と取替資産以外の資産に区分して記載すること。

エ 「取得価額（イ）」及び「取得価額（ト）」の欄には、償却資産を取得するために、その取得時において通常支出すべき金額（その償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他その償却資産をその用途に供するために直接要した費用の額を含む。）を記載するものであるが、具体的には、原則として法人税法及びこれに基づく命令による所得の計算上その償却資産の減価償却費の計算の基礎となる取得価額の算定の方法の例によって算定したものを記載すること。

なお、取得価額の算定に当たっては、法人税法第42条から第50条までの規定により、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入される額は、その償却資産の取得価額に含めること。

オ 「前年度の価額（ロ）」の欄には、その償却資産の令和5年度の価額を記載すること。

カ 「前年中減少資産の前年度の価額（ハ）」の欄には、令和5年1月1日現在において所有していた償却資産のうち、令和5年1月2日以降において減少した資産の令和5年度の価額を記載すること。

キ 「減価残存率（ホ）」及び「減価残存率（チ）」の欄には、その償却資産の耐用年数に応ずる別表1の「減価残存率表」の率を記載すること。

ク 「課税標準額（ヲ）」の欄には、課税標準の特例の適用のない資産については価額をそのまま記載し、課税標準の特例の適用のある資産については価額にそれぞれの特例率を乗じて得た額を記載すること。

ケ 「設備の種類」の合計については、漏れなく記載すること。

(4) 「付属表2 事業所等別の価格等算出表（その1 建設用機械を除く。）」について

ア この表は、建設用機械以外の償却資産について記載すること。

イ 「設備の種類」の欄には、「2 固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項」の（3）のイに掲げる設備の種類を記載すること。

ウ 「事業所等名」の欄には、「○○発電所」、「○○変電所」というように記載すること。

エ 「所在郡市町村名」の欄には、その資産が所在する市町村名を記載すること。この場合において、2以上の市町村にわたって所在する資産については、この欄に「複」と記載し、市町村ごとの内訳を付属表3に記載すること。

オ 「課税標準の特例区分」の欄には、課税標準の特例の適用のないもの及び課税標準の特例の適用のあるものについてはその特例率の異なるごとにそれぞれ区分して記載することとし、特例適用条項を「備考」の欄に明記すること。なお、特例適用条項別の合計を設備の種類ごとに付すること。

カ 2以上の都道府県にわたって所在する資産については、「備考」の欄に関係都道府県名を記載すること。

キ 事業所等名の変更又は振替については、その内容に応じ「備考」の欄に「事業所等名変更」、「振替増」、「振替減」等と記載するとともに、旧事業所等名を併記すること。

(5) 「付属表3 2以上の市町村にわたって所在する資産についての市町村別の価格等明細表」について

ア この表には、資産が2以上の市町村にわたって所在する場合に、市町村ごとの資産の決定価格及び課税標準額を算定して記載すること。

- イ 資産が2以上の都道府県にわたって所在する場合には、都道府県ごとに別紙とともに、「備考」の欄に他の関係都道府県名を記載すること。
- ウ 「資産区分」の欄には、別表2の「電気事業の用に供する償却資産配分基準」の「固定資産」の欄の区分によって記載すること。
- エ 「数量価格等」の「数量」の欄には、別表2の「電気事業の用に供する償却資産配分基準」の「配分方法」の欄に記載されている配分の基礎として用いるべき個数、台数、延長、面積等を記載すること。
- オ 「所在市町村名」の欄には、令和6年1月1日現在においてその償却資産が所在する市町村名を記載すること。
- (6) 「付属表4 事業所等別の価格等算出表（その2 建設用機械）」について
- ア この表には、令和6年1月1日現在において建設仮勘定をもって経理されている資産のうち、発電所等の建設事業の用に供されている索道、車両、機械装置等について、資産の細目、取得価額、耐用年数、価額等を記載すること。
- なお、課税標準の特例のあるものについては、特例適用条項を「備考」の欄に記載すること。
- イ 「資産の細目」の欄には、耐用年数省令別表第1、別表第2、別表第5及び別表第6の細目又は設備の区分に準じて具体的に記載すること。
- ウ 「取得価額（イ）」、「前年度の価額（ロ）」及び「減価残存率（ハ）」の欄については、（3）のエ、オ及びキによること。
- (7) 「付属表5 課税標準の特例適用状況調」について
- この表は、設備の種類ごと並びに課税標準の特例の適用があるものについてはその特例適用条項及び特例率ごとに区分して記載すること。
- (8) 「付属表6-1 及び6-2 代替資産対照表」について
- ア この表は、旧地方税法（以下、「法」という。）附則第16条の2第11項に規定する阪神・淡路大震災により被災した資産及びそれに代わるものとして平成12年3月31日までに取得した資産、法附則第56条第12項に規定する東日本大震災により被災した資産及びそれに代わるものとして令和5年12月31日までに取得した資産、同条第15項に規定する居住困難区域内に所在した資産及びそれに代わるものとして当該居住困難区域設定指示が解除された日から起算して3か月を経過するまでに取得した資産、旧法附則第56条第15項に規定する警戒区域設定指示区域内に所在した資産及びそれに代わるものとして当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3か月を経過するまでに取得した資産及び法第349条の3の4に規定する震災、風水害、火災その他の災害（以下「震災等」という。）により被災した資産及びそれに代わるものとして当該震災等の発生した日から当該震災等の発生した日の属する年（以下「被災年」という。）の翌年の3月31日から起算して4年間を経過する日までに取得した資産について記載すること。
- イ 「耐用年数」の欄は、付属表1に準じて記載すること。
- ウ 「資産の種類」の欄には、「構築物」、「機械及び装置」、「車両及び運搬具」、「工具、器具及び備品」に区分すること。
- エ 「設備の種類」の欄には、「2 固定資産申告書及び同付属表の提出に関する注意事項」の（3）のイに掲げる設備の種類を記載すること。
- オ 「被災直前の決定価格」には、旧法附則第16条の2第11項の場合には平成7年度申告時の価額を、法附則第56条第12項、同条第15項及び旧法附則第56条第15項の場合には平成23年度申告時の価額を、法第349条の3の4の場合には被災年の1月1日（当該震災等の発生した日が1月1日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の1月1日）を賦課期日とする年度分の申告時の価格をそれぞれ記載すること。
- カ 「備考」の欄には、アに掲げる特例適用条項のうち該当する条項を記載すること。また、法第349条の3の4の場合には当該震災等の名称及び発生した年月日を記載すること。

4 提出先 総務省自治税務局固定資産税課 償却資産係

メールアドレス : syokyaku@soumu.go.jp

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2丁目1番2号

電話（代表）03-5253-5111（内線：23621）